

J M R C 近畿ジムカーナ J M R C 近畿ダートトライアル 共通規則書

第 1 章 総 則

本共通規則書は、J A F 近畿地域クラブ協議会（以下 J M R C 近畿という）におけるジムカーナシリーズ・ダートトライアルシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記されていない競技運営に関する実施細目及び指示項目は、各競技会特別規則書及び公式通知によって示される。尚特別規則書に記載された内容は、それに示す範囲において本共通規則書より優先する。又、各競技会の参加者及び競技運転者は、J A F 国内競技規則、本共通規則及び競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。なお、各条項の中で、〔ジムカーナ〕、〔ダートトライアル〕とあるところは、当該競技会の項目を適用する。

第 1 条 オールスター選抜戦・チャンピオンシリーズ（以後チャンピオン戦と言う）の主催者の申請資格

下記いずれかの条件を満たすこと

- 1 - 1 過去 3 年以内に当該競技種目の全日本選手権または地方選手権を開催した実績のあるもの
- 1 - 2 過去 3 年以内に準国内格式以上の当該競技種目の競技会を 3 回以上開催した実績のあるもの

第 2 章 特別規則書に記載する内容

公 示

F I A の国際モータースポーツ競技規則並びにそれに準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則、JMRC近畿共通規則及び本大会の特別規則に従って開催される。

第 2 条 競技会の組織

- 2 - 1 競技会の名称
- 2 - 2 競技種目 【ジムカーナ】【ダートトライアル】
- 2 - 3 競技の格式
J A F 公認：「格式」競技
J A F 公認番号 2 0 0 9 年 号
- 2 - 4 開催日程
- 2 - 5 競技会開催場所
- 2 - 6 オーガナイザー等

- 2 - 7 組織委員会
 大会会長 :
 組織委員長 :
 組織委員 :
 組織委員 :
- 2 - 8 競技会主要役員
 審査委員長 : (J M R C 近畿派遣)
 審査委員 : (J M R C 近畿派遣)
 審査委員 : (J M R C 近畿派遣)
 競技長 :
 コース委員長 :
 計時委員長 :
 技術委員長 :
 パドック委員長 :
 救急委員長 :
 事務局長 (競技長補佐) :
- 2 - 9 参加申込場所および参加費用
 1 参加申込場所および問合せ先 (大会事務局)
 2 参加受付期間
 3 提出書類
 4 参加料
 5 その他「有料の場合にはすべて記載すること」
 6 競技のタイムスケジュール

第3章 競技参加に関する基準規則

第3条 参加受付

- 3 - 1 参加受付期間
 開催日の20日前より10日前まで受け付ける。
 現金書留で下記の提出物を沿えて申込むこと。
 (特別規則書で認めた場合は参加料を振込にて支払える。)
 但し、電話・FAXによる参加申込は受け付けない。
- 3 - 2 参加申込み時の提出物
 1 参加申込書 (必ず J M R C 近畿の共通申込書にて行う)
 2 誓約書 (20歳未満のドライバーについては親権者承諾書を含む)
 3 車両改造申告書
 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名 (型式ではなく通称名 : シビック、ランサー、インプレッサ等) を記入すること。

- 4 参加料 (振込の場合は振込通知書等証明するもの、コピー可)
 ダートトライアル部門 : 学生割引対象者は、学生証のコピーを同封すること
- 3 - 3 参加申込場所
 大会事務局と同じ
- 3 - 4 参加制限
 競技運転者は、1競技に1台の車両でのみ参加できる。ただし、同一車両による重複参加は認めるが、この場合同一者によって運転されてはならない。なお、地方選手権の場合重複参加は2名まで認める。
- 3 - 5 正式参加受理後は、いかなる場合であっても参加料は返金されない。

第4条 参加料

【ジムカーナ部門】

オールスター選抜戦・チャンピオンシリーズ

J M R C 近畿選手会員 ￥ 14,000

J M R C 近畿非選手会員 ￥ 15,000

ミドルシリーズ

J M R C 近畿選手会員 ￥ 12,000

J M R C 近畿非選手会員 ￥ 13,000

* その他、必要な費用は全て特別規則書に記載すること。

【ダートトライアル部門】

オールスター選抜戦・チャンピオンシリーズ

J M R C 近畿選手会員 ￥ 16,000 を上限とする

J M R C 近畿非選手会員 ￥ 17,000 を上限とする

ジュニアシリーズ

J M R C 近畿選手会員 ￥ 13,000 を上限とする

J M R C 近畿非選手会員 ￥ 14,000 を上限とする

* その他、学生割引等必要な費用は全て特別規則書に記載すること。

第5条 参加受理

参加申込み締切り後5日以内に参加申込み者に対して参加の受理又は拒否を通知される。クラスが不成立の場合は受理書にて通知される。

第6条 参加拒否

オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料¥1,000を差し引いて参加料を返却する。

第7条 参加者

- 7 - 1 参加者は当該年有効な J A F 参加者許可証を所持していなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼ねる場合はこの限り

ではない。

- 7 - 2 参加者は自チームのドライバー、メカニックなどの行動に責任を持たなければならない。

第8条 競技運転者（ドライバー）

- 8 - 1 ドライバーは当該年度有効な J A F 国内競技運転者許可証 B 以上を所有していなければならない。但し、特別な参加資格が設けられている競技会の場合はその条件などを満たすこと。
- 8 - 2 20歳未満の競技運転者は参加申込みに際し、親権者の承諾書を提出しなければならない。
- 8 - 3 ダートトライアル部門のジュニアシリーズ及び、ジムカーナ部門のミドルシリーズの参加資格は、地方選手権の開催される当該地区にスポーツ資格を登録している者を優先する。又、参加者人員に余裕の有る場合は、他地区からの参加を妨げない。
- 8 - 4 前年度全日本選手権各部門各クラスの上位1位に認定されたシードドライバーは地方選手権への参加は認められない。

第9条 参加台数

【ジムカーナ部門】

原則として200台までとする。

会場のキャパシティの関係上オーガナイザーは参加台数を制限することができる。但し、当該年においてシリーズポイント有資格者は参加を優先される。制限する場合は、特別規則書に記載すること。

【ダートトライアル部門】

原則として200台までとする。

第10条 参加車両及び競技クラス区分

N車両：スピードN車両 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもので、（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、J A F 国内競技車両規則2009第3編スピード車両規定第3章の規定に基づく改造についてはこの限りでない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両および1997年以降のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造変更検査手続きを行った車両は除く。）JAF国内競技車両規則2009第3編スピードN車両（N車両）規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有

効期間内）車両。参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

（許される主な改造はプラグ、プラグコード、同一方式のエアクリーナー、カーボン以外のクラッチディスク・カバー〔ハイパーシングル・ツインプレートも可〕、フライホイール、同一材質のエンジンマウント、アクセルワイヤー、バッテリー、車高は最低地上高9cm以上、重量はカタログ重量以上でダートは50kg増以上〔バラストでの調整は不可〕、同一材質のプッシュ、シフトノブ〔但しシフトパターン表示必要〕、L S Dデフ、デフギア比、ブレーキパット、ライニング、ショック〔車高調整式可、材料追加による取付部の補強可〕、バネ〔ヘルパースプリング可〕、スタビライザー変更のみ可、タイヤ径1インチ幅10mm U Pまで可、そのタイヤでJ A T M A に当てはまるサイズのホイールに変更可、スポイラー追加、ハンドル径35cm以上に変更可〔エアバッグ標準装着車は注意〕、規格以上のポケットシートに変更可）

S A 車両：スピードS A 車両 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもので、（当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、J A F 国内競技車両規則2009第3編スピード車両規定第4章第1条の1.2及び1.4の規定に基づく改造についてはこの限りでない。また、1996年以前のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着やスプリングの変更に伴い改造自動車等の届出を行ったことにより諸元が変更となった車両および1997年以降のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造変更検査手続きを行った車両は除く。）J A F 国内競技車両規則2009第3編スピード車両規定第4章S A 車両適用規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標（車両番号標）を有し、運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両。参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。

（許される主な改造 車両重量カタログ重量から50kg減以上必要でダートはカタログ重量以上、エンジンマウント、フライホイール、プラグ、プラグコード、バッテリー、エアクリーナー及びケース、マフラー、ラジエター、オイルクーラー、インタークーラー、プレ

ーキパッド(カーボン除く)、ブレーキキャリパー、ブレーキローター、クラッチ(カーボン除く)、ミッションギア比、シフトノブ(シフトパターン表示必要)、LSDデフ、デフギア比、ショック、バネ、ピロアーム、タイヤ径1インチ幅10mmUPまで可、そのタイヤでJATMAに当てはまるサイズのホイールに変更可、スポイラー追加、FRPやカーボンにボンネット及びトランクを変更可{変更した場合それぞれ2個のファスナーを取付が必要・EK9など窓のあるタイプはトランク変更不可}、フロアマット及びアンダーコートを取り外し、ハンドル径3.5cm以上に変更可{エアバッグ標準装着車は注意}、規定以上のバケットシートに変更可)

S C車両：スピードS C車両 F I A公認車両またはJ A F公認車両あるいはJ A F登録車両で、J A F国内競技車両規則2009第3編スピードS C車両規定に従った自動車登録番号標(車両番号標)を有しない車両(ナンバー無)

(J A F国内競技車両規則2009年版を参照して下さい。)

D車両：スピードD車両 スピードS C車両(S C車両)の改造規定における改造範囲を超えて改造または製作された車両で、J A F国内競技車両規則2009第3編スピード車両規定に従った自動車登録番号標(車両番号標)を有しない車両。(ナンバー無)

B車両：スピードB車両 道路運送車両の保安基準に適合した国土交通省認定車両で、J A F国内競技車両規則2009第3編スピード車両規定第5章のスピードB車両規則に従った車両。但し車体寸法は、当初の数値を維持すること。(オーバーフェンダー等は構造変更を取っていても不可。)

ジムカーナ スーパー1500車両：

J A F国内競技車両規則2009第3編スピード競技車両規定第3章スピードN車両(N車両)規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両で以下の制限に適合する車両。

排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン(N Aエンジン)とする。

駆動方式 : 前2輪または後2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。

車両本体価格 : 180万円以下とする。

最終減速比 : 変更は許されない。

フライホイール : 変更は許されない。

エアコン : 装着およびその機能を維持していること。

タイヤ : セミレーシングタイヤ(Sタイヤ)の使用を禁止する。

競技に使用できるタイヤサイズは、N車両規定により幅10mm径1インチUPまでであるが、且つ最大幅を19.5mmまでとする。(純正19.5装着の車も19.5まで)

タイヤメーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
ダンロップ	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム	PROXES又はTRAMPIO	FM9R・08R・881・888
横浜ゴム	ADVAN	021・032・038・039・048・050

但し、上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、猶予期間を持たず使用を禁止する場合がある。

年式制限 : 自動車検査証の初年度登録年月より7年経過した車両は参加できない。ただし、7年経過後も国内生産(同一車両型式)されていれば、生産終了日の年末まで参加できる。

例：初年度登録年月が15年1～12月の車両の場合

平成22年12月31日まで参加することができる。

本規定は2013年12月31日まで有効である。ただし、年度ごとに小変更を行うことがある。

本規定に疑義が生じた場合、JMRC近畿ジムカーナ部会の決定を最終とする。

* 過給装置付きエンジンはもとの排気量の1.7倍と見なし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍のクラスとみなす。

* クラス成立は、クラス出走3台以上。但し、地方選手権クラスは出走5台以上とする。

(J A F国内競技車両規則2009年版を参照して下さい。)

【ジムカーナ部門】

チャンピオンシリーズのクラス区分

(印のクラスは2009年日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定による、J A F近畿ジムカーナ選手権併催)

* N - 1クラス : 気筒容積1000cc以下のN車両

* N - 2クラス : 気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両

* N - 3クラス : 気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両

* N - 4クラス : 気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両

* B - 1クラス : 気筒容積1150cc以下の軽4輪のB車両

* S - 1クラス : 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のS A・S C車両

* S - 2クラス：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のS A・S C車両

* S - 3クラス：気筒容積を制限しない4輪駆動のS A・S C車両

レディースクラス：気筒容積を制限しないB車両

ミドルシリーズのクラス区分

N - 1クラス：気筒容積1000cc以下のN車両

N - 2クラス：気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両

N - 3クラス：気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両

N - 4クラス：気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両

S B - 1クラス：気筒容積が1600cc以下の2輪駆動のB車両

S B - 2クラス：気筒容積が1600ccを超える2輪駆動のB車両

S B - 3クラス：気筒容積を制限しない4輪駆動のB車両

G T - 1クラス：気筒容積を制限しない2輪駆動のB車両。Sタイヤの使用禁止

G T - 2クラス：気筒容積を制限しない4輪駆動のB車両。Sタイヤの使用禁止

スーパー1500クラス：気筒容量1500cc以下の2輪駆動のスーパー1500車両。Sタイヤの使用禁止

但し、参加台数が10台以下の場合、クラスを混走する場合がある。なお、ポイントはそれぞれに与える。

クローズドクラス

R Tクラス：気筒容積を制限しないB車両。Sタイヤの使用禁止

但し、シリーズポイント対象外の入門クラス。ライセンス不所持者限定。

【ダートトライアル部門】

2009年J M R C近畿ジムカーナ/ダートトライアルシリーズ開催規定第4条・第5条に示す。

第11条 ドライバー及び車両変更

11 - 1 ドライバー変更は認められない。

11 - 2 車両変更

1 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。

2 車両変更は同一部門同一クラスであること。

3 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第12条 車両検査

12 - 1 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。車両検査は特別規則書またはタイムテーブルに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合、及び結果が不適当と判断された場合は出走できない。

12 - 2 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正後再度車両検査を受けなければならない。

12 - 3 車両検査終了後のN・S A・S C・B車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換等の軽微な作業を除き、変更作業を行う場合は、事前に技術委員長への届出及び承認を必要とする。

12 - 4 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両公認書または車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。特に、車両改造車検を取得した車両による参加者は、その改造の必要書類等を事前に用意し、当日その場で提示できるよう準備しなければならない。この場合の書類は正本のみとする。

特にN部門・S A部門・S C部門の参加者は、車両の主要諸元を証明する為の当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等(新型車解説書、整備解説書等を含む)を常に携帯することが義務付けられる。

12 - 5 公式車両検査から正式結果発表までを車両保管とする。

12 - 6 技術委員長は必要に応じ随時競技車両の検査をすることができる。

12 - 7 ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し、指定された位置に正しく貼付(全周をテーピング)しなければならない。

第13条 再車両検査

13 - 1 公式車両検査後、参加車両が競技中のトラブル等により補修を行う場合は技術委員に申告し再車両検査を受けなければならない。

13 - 2 競技会技術委員長は競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象になった参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具、部品、費用はすべて参加者の負担とする。

13 - 3 再車両検査および技術委員長が行う随時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格となる場合がある。

第4章 競技に関する基準規則

第14条 ドライバースプリーフィング

14 - 1 競技長は、競技会審査委員会の出席のもとドライバースプリーフィングを開催する。

14 - 2 ドライバースプリーフィングは、あらかじめ指定された場所において行われ、競技開始の少なくとも15分前までに終了しなければ

- ばならない。
- 14 - 3 全ての競技運転者はドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。
- 14 - 4 ドライバーズブリーフィングはタイムスケジュールに従って行う。
- 第15条 慣熟走行または慣熟歩行
慣熟走行または慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。
- 第16条 スタート
- 16 - 1 スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 16 - 2 スタート方法は、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過する方法とする。
- 16 - 3 当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。
- 16 - 4 ダブルエントリーは、ゼッケン番号の若い方よりスタートする。
- 16 - 5 ダブルエントリーを含み、主催者が指定した走行順に間に合わないときは出走できない場合がある。
- 第17条 リタイヤ
競技会の途中で競技を棄権する場合、又以降当該競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出なければならない。
- 第18条 一般安全規定
- 18 - 1 - 1 【ジムカーナ部門】
オープンカーは乗員保護のため4点式以上のスチール製のロールバーを装着しなければならない。
- 18 - 1 - 2 【ダートトライアル部門】
競技車両は、F I AまたはJ A Fの規則に合致した6点式以上のスチール製ロールバーの装着を義務付ける。
- 18 - 2 競技中は運転者側の窓及びサンルーフを全閉しなければならない。但しルーフ上のベンチレーターはこの限りではない。
- 18 - 3 すべての車両は区分に応じたJ A F国内競技車両規則の安全ベルトに関する指導要項に適合した4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。(ジムカーナ部門：N・SA・B・スーパー1500車両は3点式以上)
- 18 - 4 パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 18 - 5 - 1 【ジムカーナ部門】
エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

18 - 5 - 2 【ダートトライアル部門】

- 1) エンジン始動中のジャッキアップはリジッドジャッキ(通称ウマ)を用い、ドライバー又はメカニックが同乗すること。
- 2) S C・D車両については前後補強ストラットの装着を運転席側に義務付ける。

18 - 5 - 3 パドックでの給油は消火器を準備した上で行うこと。

- 18 - 6 ゴール後は指定されたエリア内または停止ラインで一旦停止しなければならない。

第19条 競技運転者の装着

- 19 - 1 - 1 地方選手権の場合、競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 19 - 1 - 2 地方選手権以外の場合、競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、及びレーシンググローブの着用が望ましい。そうでない場合は、一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴、穴無しの指先までかくれる手袋を着用すること
- 19 - 2 ヘルメットはJ A Fの「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に合致するヘルメットを使用すること。この指導要綱には各規格と製造後「10年」を経過したものを使用してはならないと明記されている。

第20条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及びまたは国際モータースポーツ競技規則付則H項に規定された信号によって伝達される。

- 日章旗またはクラブ旗：スタート合図
- 黄 旗：パイロン移動、パイロン転倒、脱輪
- 黒 旗：ミスコース、コースアウト
- 赤 旗：危険有り直ちに停止せよ
- 緑 旗：コースがクリアされた

第21条 競技の中断

- 21 - 1 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブゼーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 21 - 2 競技中断の場合と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなくてはならない。

第22条 計 時

- 22 - 1 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より

開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。

22 - 2 計時

- 1) 計測は、自動計測装置を使用し1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 2) スタートとフィニッシュの計測地点を分離した場合は、光電管の路面からの高さを同一に設定すること。
- 3) ストップウォッチを使用する場合は2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

22 - 3 計測装置を点検し、必ずバックアップ体制をとること。

第23条 順位決定

原則として2ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し最終順位とする。但し、同タイムの者が複数の場合には、以下により順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。
- 4) ジムカーナ・ミドルシリーズに限り文末掲載の実施要綱に基づくスーパーラップを採用する。

第24条 ペナルティー

- 24 - 1 コース上の指定パイロンに対し、移動または転倒と判断された場合、1個について5秒を走行タイムに加算する。
- 24 - 2 コースから脱輪した場合1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 24 - 3 4輪が同時にコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 24 - 4 ミスコースをした場合およびミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。
- 24 - 5 反則スタートは、10秒を走行タイムに加算する。
- 24 - 6 スタート指示に従わない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
- 24 - 7 スタート合図後、速やかにスタートラインを通過しない場合には、当該ヒートの出走資格を失う場合がある。
- 24 - 8 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 24 - 9 走行車両の接触などを原因として、コントロールラインに設置された自動計測装置による計測が不能となった場合は、当該車両の当該ヒートを無効とする。

第25条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、当該競技会審査委員会の決定に

より参加者及び競技運転者を失格とする。

25 - 1 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。

25 - 2 不正行為を行った者。

25 - 3 コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。

25 - 4 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。

第26条 競技コースの発表

オーガナイザーは、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示すること。

第5章 抗議

第27条 抗議

参加者は、自分が不当に処理されていると判断した場合、これに対し抗議する権利を有する。但し、本共通規則書に規定された「オーガナイザーの行う参加拒否」および国内競技規則10 - 21 - 2に従ってなされた審判員の判定にたいする抗議はできない。

27 - 1 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し国内競技規則に規定する抗議料(¥20,300)をそえて競技長をへて審査委員会に提出すること。

27 - 2 抗議料は抗議が正当と裁定された場合、及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。(国内競技規則12 - 2参照)

27 - 3 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。

27 - 4 コース委員の判定、及び計時結果に関する抗議はできない。

27 - 5 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第28条 抗議の制限時間

28 - 1 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

28 - 2 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第6章 競技会の延期、中止、または短縮

第29条 競技会の延期、中止、または短縮

29 - 1 競技会審査委員会は、保安上または不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行うことができる。

29 - 2 競技会審査委員会は、悪天候またはコースコンディションの悪化等によって、1回走行のみで打ち切る場合がある。

29 - 3 競技会中止の場合には参加料は返還される。延期の場合参加料は

当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合は参加料は返還される。なお、天災地変の場合はこの限りではない。

第7章 損害等の補償

第30条 損害の補償

- 30 - 1 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない（国内競技規則4 - 15参照）
- 30 - 2 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJ A F及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは無論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする（国内競技規則8 - 13参照）

第8章 賞 典

第31条 賞典

- 31 - 1 オーガナイザーで決定、参加台数により賞典を制限されることもある。
- 31 - 2 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものととして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第9章 参加者及び競技運転者の遵守事項

第32条 遵守事項

以下の事項について参加者及び競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。

- 32 - 1 すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 32 - 2 競技中または競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 32 - 3 オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 32 - 4 J A F地方選手権の場合、入賞した競技運転者は、レーシングスーツ着用で表彰式に出席すること。

第10章 本規則の解釈および施行

第33条 統括権

規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

第34条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第35条 罰 則

本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第36条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

- 36 - 1 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 36 - 2 本規則に記載されていない事項については、J A F国内競技規則とその付則、およびF I A国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 36 - 3 本規則書発行後、J A Fにおいて決定された事項は、すべての規

以上

2009年

J M R C 近畿ジムカーナミドルシリーズ スーパーラップ（S L）実施要項

1. 順位は2ヒートを終了した時点で2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用して暫定順位とする。
2. 暫定順位の上位3名を対象として第3ヒート（スーパーラップ以下S L）を行う。上位3名の順位は3ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し、最終の順位（競技結果）とする。
3. 4位以下の順位は暫定順位を最終の順位（競技結果）とする。
4. 同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。
 - 1) セカンドタイムの良好な者
 - 2) 排気量の小さい順
 - 3) 競技会審査委員会の決定による
5. S Lは前2ヒートの競技結果が確定してから行うものとする。

S L 終了後の車両検査は行わない。但し、2 ヒート目終了後の再車両検査を受けた後、S L 参加車両はタイヤ交換等の軽微な作業（エンジン、タイヤへのクーリング作業を含む）であっても変更作業を行う場合は事前に技術委員長への届出及び承認を必要とする。

6 . S L を実施するのは、以下の場合に限る。

1) 出走台数 6 台以上のクラス

2) 最終ゼッケンの 2 ヒート目終了時刻が 1 5 時を超えない場合が基本であるが、当日の競技長判断で 1 5 時以降となる時でも実施する場合がある。その際は公式通知をもって告知する。

7 . S L 進出 3 台中、S L 不出走（車両トラブル、棄権等）の選手は、2 ヒートベストを採用

8 . 明らかに S L 開催時のほうが路面コンディションが悪い場合（1, 2 ヒートがドライで、S L 開催時が W E T の場合等）や、不可抗力により S L 開催が不可能の場合は、一部クラスのみ S L 開催を含め、競技長裁定とする。

2 0 0 9 年

J M R C 近畿ジムカーナ / ダートトライアルシリーズ規定

第 1 章 シリーズの分類

第 1 条 J M R C 近畿シリーズとして行われる競技会

【ジムカーナ部門】

J M R C オールスター選抜戦 / J M R C 近畿チャンピオンシリーズ
（地方選手権と併設）

J M R C 近畿ミドルシリーズ

【ダートトライアル部門】

J M R C オールスター選抜戦 / J M R C 近畿チャンピオンシリーズ
（地方選手権と併設）

J M R C 近畿ジュニアシリーズ

第 2 章 シリーズポイント

第 2 条 J M R C 近畿シリーズポイント

J M R C 近畿シリーズポイントは、当該年度の J M R C 近畿正会員クラブ・団体・賛助会員に所属する選手会員のみに与える。本年よりポイント積算方法が変更になったので注意する事。

下記 又は の該当者に限り、初戦のポイントより積算される。

但し、いかなる場合でも、選手会員に入会前のポイントは加算されない。

所属クラブが 3 月 3 1 日までに J M R C 近畿事務局に正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了している事。

万一、所属クラブが 3 月 3 1 日までに正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了していない場合は、救済処置として、選手に問題無き場合のみ、4 月 3 0 日を期限とし、所属クラブ変更を認める。

手続きとして、J M R C 近畿事務局にて、4 月 3 0 日までに選手会員番号を新クラブの番号に変更し、各部会宛にメール又は F A X にて届け出る事。この際、氏名、連絡先、参加シリーズ・クラス、旧クラブ略称、新クラブ略称・正式名称、新会員番号を明記する事。

ポイントは 2009 年日本ジムカーナ / ダートトライアル選手権規定に準ずる。重大な事項により失格になった場合、シリーズポイントを抹消する場合がある。尚、最終決定は、J M R C 近畿ジムカーナ / ダートトライアル部会の審議を経て決定する。ただし上位者にポイント獲得資格がない場合であっても下位の者の順位は繰り上げない。

第 3 章 各シリーズの参加資格・シリーズ表彰

第 3 条 【ジムカーナ部門】

3 - 1 J M R C オールスター選抜戦 / チャンピオンシリーズ

1) 参加資格

2 0 0 9 年日本ジムカーナ選手権規定通りとする。

2) シリーズ表彰

N - 1・2・3・4 各クラス 1 ~ 6 位

B - 1 各クラス 1 ~ 6 位

S - 1・2・3 各クラス 1 ~ 6 位

レディースクラス 1 ~ 6 位

クラス参加平均台数によって制限することがある。

3 - 2 J M R C 近畿ミドルシリーズ

1) 参加資格

下記に当てはまる者は本年度のミドルシリーズに参加できない。

< 1 > 前年度のチャンピオンシリーズのポイントが

N 3、N 4 各クラス 6 位以内の者

N 2、S 1、S 3 各クラス 5 位以内の者

N 1、B 1、S 2 各クラス 4 位以内の者

< 2 > 前年度のミドルシリーズのポイントが

N 1、N 2、N 3、N 4、SB 1、SB 2、SB 3、GT 1、GT 2

各クラス1位の者

2) シリーズ表彰

N - 1・2・3・4 各クラス 1位～6位
S B - 1・2・3 各クラス 1位～6位
G T - 1・2 各クラス 1位～6位
スーパー1500 1位～6位
クラス参加平均台数によって制限することがある。

第4条【ダートトライアル部門】

4-1 クラス区分

共通規則書10条「参加車両」の分類に基づき、N部門、S A部門、S C部門、D部門の4部門で構成される。

1) チャンピオンシリーズ(J A F 地方選手権)

N 1 2輪駆動のN車両
N 2 1600cc以下の4輪駆動のN車両
N 3 1600ccを超える4輪駆動のN車両
S 1 2輪駆動のS A・S C車両
S 2 4輪駆動のS A・S C車両
D 全てのD車両

2) ジュニアシリーズ

Super1500 2輪駆動の1500cc以下のN車両及びB車両
N J 1 2輪駆動のN車両
N J 2 1600cc以下の4輪駆動のN車両
N J 3 1600ccを超える4輪駆動のN車両
S R RWDのS A・S C車両
S J 1 2輪駆動のS A・S C車両
S J 2 4輪駆動のS A・S C車両

4-2 シリーズポイント

第2条J M R C近畿シリーズポイント規定に従いポイントが与えられる。ただし上位者にポイント獲得資格がない場合であっても下位の者の順位は繰り上げない。

4-3 シリーズ表彰

チャンピオンシリーズ：各クラス3位まで。6クラス計18名
ジュニアシリーズ：各クラス3位まで。7クラス計21名
尚、ジュニアシリーズについては下記の参加制限を設ける。

- 1) ビギナー及び継続的に参加する選手を優先する。
- 2) 前年度チャンピオンシリーズ各クラス3位以内の選手の参加を認めない。ただしオープン参加はこの限りではない。

第5条【2009年JMRC近畿ダートトライアル Super1500車両規定】

2009年のスーパー1500クラスは、下記の内容を車両規則とします。

J A F国内競技車両規則のスピードN車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両を対象とし、スピードB車両(ナンバー付車両)での参加も可能とする。

ただし、次の規定を必ず満たすこと。

排気量	1500cc以下の自然吸気エンジン(N Aエンジン)とする。
駆動方式	前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
車両本体価格	車両本体の新車価格が180万円以下とする。
最終減速比	変更は許されない。
フライホイール	変更は許されない。
エアコン	装着およびその機能を維持していること。
タイヤ	競技に使用できるタイヤサイズは、J A F国内競技車両規則のB車両規定とするが、且つ最大幅を195mmまでとする。(純正195装着の車も195まで)
年式制限	自動車検査証の初年度登録年月より10年経過した車両は参加できない。 ただし、10年経過後も国内生産(同一車両型式)とされている場合は、生産終了日の年末まで参加できる。 例) 初年度登録年月が16年1月～12月の車両の場合 平成26年12月31日まで参加することができる。
ロールバー	6点式以上のロールバーを装着していること。

本規定は年度ごとに小変更を行うことがある。

本規定に疑義が生じた場合、J M R C近畿ダートラ部会の決定を最終とする。

J M R C 近畿 アベレージ ラリー 共通規則書

第1章 総 則

本共通規則は2009年度に開催されるJ A F近畿地域クラブ協議会(以下J M R C近畿と称する)アベレージラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書